

アイヌ政策推進本部の後援等名義の使用について（案）

〔令和元年7月29日〕
アイヌ政策推進本部決定

アイヌ政策推進本部は、求めに応じてアイヌ政策推進本部の後援等名義の使用を承認することにより、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資する取組の推進を図ることとする。

アイヌ政策推進本部の後援等名義の使用に関し必要な事項は、アイヌ政策推進本部長が定める。